

ごみ減量化 大作戦



ランキング発表!

Ranking

微増↑ 燃やせるごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	333g
2位	赤平市	267g
3位	雨竜町	250g
4位	新十津川町	229g

↓大幅減↓ 生ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	赤平市	153g
2位	滝川市	141g
3位	新十津川町	135g
4位	芦別市	131g
5位	雨竜町	105g

微減↓ 不燃ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	47g
2位	滝川市	41g
3位	赤平市	37g
3位	新十津川町	37g

★ 2位から3位へ★

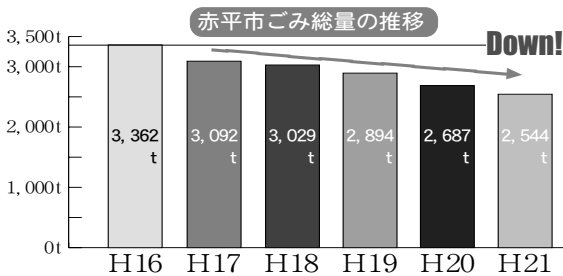
微減↓ 粗大ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	39g
2位	雨竜町	37g
3位	赤平市	30g
4位	新十津川町	23g

★ 2位から3位へ★

微減↓ 資源ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	58g
2位	新十津川町	56g
3位	赤平市	39g
4位	滝川市	35g



地道な努力でゴミは減る...

平成21年度中空知衛生施設組合の市町別ランキングの結果が出ました。赤平市の順位につきましては、燃やせるごみ以外でごみが減少し、前年度と比較して不燃ごみと粗大ごみで2位から3位となり、ごみ減量化に成功しました。赤平市のごみ総量も毎年確実に減っていますが、今後も各家庭において工夫をし、ごみ減量に努めましょう！

野焼きは禁止です!

ごみを燃やすと悪臭や煙だけでなく、ダイオキシンを発生させ、人の健康への影響が心配されます。

ごみは野焼きをせず、市のごみ収集や資源として出すなど適正に処理してください。

【例外的に認められる行為】

- (1) 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (3) 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (4) 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ※例外的に認められている場合であっても消防署等への事前協議や届出が必要になりますのでご注意ください。

問合せ 農林係 ☎32-1842 環境交通係 ☎32-2215
消防署警防係 ☎32-3181

ペットボトルキャップが命を救う!

市役所コミセン入口に設置しております回収ボックスには、約1年間で312,000個のペットボトルキャップが集まりました。CO2の発生を2,457kg抑制したことになります。

集まったキャップは、世界の子供達にワクチンを贈る団体に送り、赤平市で390人分のワクチンが提供され、子供達の命を救う活動に協力することができました。

【赤平市これまでの累計】
個数 432,960個・ワクチン 541.2人分
CO2抑制 3,410 kg

まちづくり活動を応援します! 助成金の希望者を募集!

◆◆◆ まちづくり活動を行う団体を応援するため、各助成事業への助成金希望者を募集します ◆◆◆

まちづくり・人づくり事業

人材育成を中心とした活動

例 先進企業・試験研究機関への派遣 観光イベント 特産品開発のための研修

・流通 技術革新等の経営管理能力を高める研修

・国際交流及び国外派遣事業
・教育文化 福祉健康づくりにおけるリーダー養成事業

対象者

市内の団体

助成金

事業内容に応じた助成となります

まちづくり活動推進助成事業

対象事業

「産業」「福祉」「教育」「芸術文化」「スポーツ」「コミュニティ」などの

地域の活性化を図ることを目的としたまちづくり活動

例・地域防災マップの作成

・子どもを見守るパトロール活動

・子育て支援活動・地域奉仕活動

・独居高齢者住宅の除雪・その他

対象者

市内在住または市内に勤務する

方5名以上で組織する団体

助成金

1件につき20万円限度

各事業とも運営協議会(市民代表者)で協議し助成決定します。

受付は7月1日から7月30日までです! お申込みは、地域対策係 ☎32-1834まで



植村建設株式会社

☎0125 - 32 - 3141 <http://www.uemurakk.co.jp/>

創業	1953年(昭和28年)6月
所在地	東文京町1丁目1番地
代表者	代表取締役 植村 正志
従業員	68名(植村グループ総数104名)

KIRARI
sunshine 輝<3>社員



中島 清二さん 釣部 務さん 植村正人さん

現場を監督する立場にありますので事故がこないよう安全には十分に気をつけています。

いま旧夕張川の現場で働いています。仕事を通して、いい環境をつくりたいと思います。

地域住民に必要とされる公共工事のあり方をめざし、新たなイメージをつくっていきます。

■ 会社の概要 ■

昭和28年植村組として砂利採取・販売、運搬業から始まり、昭和32年に植村建設(株)へ社名を変更し、土木・舗装工事・建築請負工事・道路維持・上下水道・設備工事一式請負・造園・解体業・測量業務など幅広い建設業を営んでいます。現在は植栄商事(株)、北光興業(株)、植栄産業(株)、まー美(株)の4社と企業グループとして地域の経済を支えています。平成9年に北海道社会貢献賞を受けられ、ほか建設関係で数々の賞を受賞され地域社会に大きく貢献しています。

高い安全への企業意識が 地域社会をつくる力に…

より安全に対する意識を高めるために平成11年から「うえむら安全衛生協力会」を設立し、安全対策に取り組んでいます。社員が安全で安心して働ける環境をつくることは、企業の大切な人材を守ることになり、またその家族の安心した暮らしにつながります。それは地域社会にもいえることであり、全社員が一致団結し地域社会の繁栄に向け、建設産業を通じて創意と技術を提供し、豊かな生活づくりに貢献することを理念に掲げ、日々努力を重ねています。



道路舗装工事

皆さんが安全に安心して生活できるよう工事しています。



のりめん 土木法面工事

AKABIRA BRAND



RAND

安全なまちへのこころざし

植村建設の職員を中心に「赤い志民サポーター」を結成し、朝の交通安全啓蒙運動を展開。また昨年6月に、本社横に「安全の駅」をオープンし、地域の安全に尽くしています。



市内の小学生に、普段見ることのできない工事を間近に見学する現場見学会も行っています。

平成22年
8月分
から

父子家庭の皆さんにも 児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月分から、父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要です。早めにお問合せの上、平成22年11月30日(火)までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。)

父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。 ※個々のご家庭が支給要件に該当するかについては、担当係

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上

にご確認ください。

支給月額額は？

児童一人の場合、月額9,850円～41,720円(児童二人以上の場合、別途加算あり) ※所得によっては支給を受けられない場合があります。

申請に必要なものは？

受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要です。詳細はお問合せください。

問合せ・申込み先

子ども未来・医療給付係
☎32-22216



拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

IT活用等による 在宅就業支援事業 研修生募集

ひとり親や障がいのある方の経済的な自立を目指すため、在宅でのIT就業を希望する方に対してパソコンを貸与、ネット環境を整備し、必要な知識と技術の習得訓練を行う研修生を募集しています。

■応募要件

- ◆ひとり親であること、もしくは障がい者であること
- ◆訓練に積極的に取り組むことができること
- ◆訓練中に行われる集合研修に参加できること
- ◆事業の趣旨をよく理解して、研修等に意欲を持って取り組めること

■パソコン操作の経験と訓練時間により3つのコースから選べます。

■訓練期間中に次の手当が支給されます。

- 基礎訓練 月3万円～5万円
- 応用訓練 月1.5万円～2.5万円

■募集締切 8月23日(月)

■研修終了後、希望を伺いながら就業支援を行います。

■問合せ 北海道在宅就業センター
☎0120-977-887

年金 だより 国民年金保険料の 納付が困難なときは

市民年金係
☎32-1823

厚生労働省からの お知らせ

年金記録の回復に伴って年金(時効特例給付)が支払われた方に物価上昇分の加算金(遅延加算金)が支払われます。

対象となる方

平成21年4月30日(遅延加算金法の公布日の前日)以前に時効特例給付が支払われた方

●請求手続きが**必要**です

平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。

平成21年5月1日(遅延加算金法の公布日)以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方

●請求手続きは**不要**です

自動的に手続きを行い、お支払いをします。

※一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金のお支払いの対象となります。

詳しくはお近くの「年金事務所」「年金相談センター」または「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(平日8:30~17:15)までお問合せください。

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除、または猶予される制度があります。失業(離職)された方には、特例免除があります。申請して承認されると「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」「若年者納付猶予」があり、どれかに該当するかは、前年の所得(本人・配偶者・世帯主)により基準が定められています。

申請手続きには、年金手帳・印鑑・他市から転入された方は、前年の所得を証明するもの、失業などは、雇用保険受給資格者証、
免除・納付猶予の申請期間は、平成21年7月から平成22年6月分までを申請される場合は、平成22年7月末日まで。平成22年7月から平成23年6月分までを申請される場合は、平成23年7月末日まで。平成22年7月中は、両期間に係る申請を行うことができますので提出はお早めにお願ひします。